

各指定障害福祉サービス事業所等管理者 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業所等における事故の連絡について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合の対応については、県条例等で県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うこととされており、令和6年3月29日付け障事第2221号にて通知したところです。

この度、当課の組織改編等に伴い、県への事故の連絡については、令和7年4月1日から下記のとおりとしますので、通知します。

記

1 連絡を求める事故

(1) 利用者の怪我又は死亡

ア 怪我については、サービス提供（送迎、行事及び通院の付添いを含む。）時に発生したものを対象とします。

また、怪我の程度については、原則として外部の医療機関での受診を必要としたもの（外傷により歯科受診を必要としたものを含む。）を対象とします。

イ 死亡については、医療機関に長期入院した後に病死した場合を除く全てを対象とします。

ウ 怪我又は死亡の原因については、自傷行為及び他者からの故意又は過失による加害行為を含みます。

(2) 食中毒又は感染症の発生

平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長発健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、

社援発第0222002号及び老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の記4のア、イ又はウの場合を対象とします。

なお、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置付けられましたが、当該通知における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症が含まれます。

- (3) 無断外出により警察に行方不明者届をしたもの
- (4) 職員の法令違反、不祥事等（障害者虐待を含む。）の発生
- (5) 災害被害（人的被害に限る。）の発生
- (6) 事業所又は施設の運営について、報道機関から取材を受けたもの

2 手順

(1) 第一報

初期対応後、第一報の連絡が可能になった時点で、下記3の報告先に事故の概要を電話で連絡する。

(2) 事故報告書の提出

事故への対応を終えた後、速やかに再発防止への取り組み等を検討の上、「事故報告書」（様式1）を作成し※、これを下記3の報告先に提出する。

※上記1（2）の感染症又は食中毒の発生については、「健康危機（感染症、疑いを含む）発生速報」（様式2）を作成の上、事故報告書に添付してください。

(3) 追加報告

事故報告書の提出後に、記載漏れ又は記載誤りの発見、新たな事実の判明、不測の事態の発生等があった場合は、速やかに下記3の報告先にその内容を連絡する。

3 報告先

県が所管する指定障害福祉サービス事業者等における事故の報告先は、以下のとおりです。

報告先 千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課
虐待防止対策・法人指導班

電 話：043-223-2646

メール：shougai-houjin@mz.pref.chiba.lg.jp

4 留意事項

- (1) 利用者に係る事故が発生した場合は、当課への連絡と併せて、当該利用者の援護実施市区町村、家族等への連絡をお願いします。

また、上記１（２）の食中毒又は感染症の発生については、これに加え、事業所又は施設が所在する市町村を管轄する県健康福祉センター（保健所）にも連絡し、その指示を求めるなどの措置を講ずるようお願いします。

- （２）上記１（４）の障害者虐待については、別途、虐待を受けた利用者の援護実施市区町村が設置する障害者虐待防止センター等の通報窓口※２に通報の上、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室）に従い、適切な対応をお願いします。

※２ 障害児入所施設に入所する利用者への虐待については、児童相談所等児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定められている通告先

- （３）災害被害については、上記１（５）に該当するか否かに関わらず、事業所又は施設が所在する市町村の地域防災計画に従い、当該市町村等関係機関への連絡をお願いします。